

犯罪被害財産支給手続開始決定通知書

令和元年11月15日

各位

宮崎地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので、同法第7条第3項の規定に基づき、同条第1項の規定により公告すべき事項を通知します。

記

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 宮崎地方検察庁 令和元年第1号
- 2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日
令和元年11月15日
- 3 支給対象犯罪行為の範囲
 - (1) 支給対象犯罪行為が行われた期間
平成29年9月12日から平成30年2月21日午前6時16分までの間
 - (2) 支給対象犯罪行為の内容
氏名不詳者らがホースバンク協会などの会社を名乗り、競馬投資・資産運用あるいは仮想通貨運用名下の出資法違反等により、不特定多数の被害者から振り込ませた預かり金を受領した行為（主な犯行態様につき後記4）
- 4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについての判断の参考となるべき事項
 - (1) 検察官が把握している架空会社
 - ア ホースバンク協会
 - (ア) 犯行に使用された電話番号
03-4570-1301
 - (イ) 主な犯行態様
日本中央競馬会が発売する勝馬投票券種の中で「三連単勝馬投票券」のみを投資運用対象とし、元本を保証し、出資に応じた分配金を配当するなどとするもの。
 - イ デジタル・アセットバンク
 - (ア) 犯行に使用された電話番号
06-6123-7688
 - (イ) 主な犯行態様
仮想通貨を対象とした運用による収益を契約者に分配金として分配し、元本を保証し、出資に応じた分配金を配当するなどとするもの。
 - (2) 預かり金を振り込んだ銀行口座
住信SBIネット銀行株式会社第一法人支店
合同会社ディーエービー代表取締役向原正雄名義

口座番号 1 2 4 2 7 0 9

- 5 開始決定の時ににおける給付資金の額
金 4, 4 7 5 万 8, 7 5 9 円
- 6 支給申請期間
令和元年 1 1 月 1 5 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間
- 7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
 - (1) 被告人氏名
平河貴浩
 - (2) 裁判所名
宮崎地方裁判所
 - (3) 裁判年月日
平成 3 1 年 3 月 1 3 日
 - (4) 確定年月日
平成 3 1 年 3 月 2 8 日
 - (5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
(事実の要旨)

被告人は、株式会社宮崎太陽銀行都城支店に開設した株式会社柏屋通商名義の普通預金口座に送金された金銭について、これが正当な商取引によらずに出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反等の犯罪行為により得られた不正な金銭である可能性を認識しながら、同金銭を自己名義の口座に振替入金するにあたって、正当な事業収益であるかのように装ってその取得について事実を偽装しようと考え、平成 3 0 年 3 月 6 日、宮崎県都城市中町 6 街区 9 号同支店において、同支店行員に対し、前記株式会社柏屋通商には事業活動実態があつて前記金銭が同会社の正当な事業収益であり、通常の預金取引として振替入金手続を行うように装い、前記株式会社柏屋通商名義の普通預金口座の解約をするとともに、同支店に被告人名義の普通預金口座を新規開設し、前記株式会社柏屋通商名義の普通預金口座に預けられた 6 7 2 7 万 6 1 7 1 円を、前記被告人名義の普通預金口座に振替入金し、もつて犯罪収益等の取得につき事実を偽装したものである。

(罪 名)

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

(第10条第1項前段)

- 8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒880-8566 宮崎市別府町 1 番 1 号

宮崎地方検察庁 被害回復給付金事務担当

電話番号 0 9 8 5 - 2 9 - 3 5 9 1 (直通)

- 上記 3 の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があつた日の翌日から起算して 3 0 日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（宮崎地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記 8 のとおり）。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経

ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分，処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは，当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に，国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。），当該処分をした検察官が所属する検察庁（宮崎地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。